

きょうと食育ネットワークマスコット及び標語使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、きょうと食育ネットワークマスコット及び標語(以下「マスコット等」という。)の使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 マスコット等は、より多くの府民に食育への関心を喚起するとともに、親しみやすい食育活動を展開するために使用するものとする。

(使用の承認申請等)

第3条 マスコット等を使用しようとする者は、あらかじめマスコット等使用承認申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して、きょうと食育ネットワークの代表(以下「代表」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) きょうと食育ネットワーク会員団体(構成団体を含む。)が使用する時。
- (2) 京都府内の学校等が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (4) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する私的使用の目的に該当する時。
- (5) その他、代表がマスコット等の使用について適当と認められた時。

(使用の承認)

第4条 代表は、前条に規定する提出があった場合には、次の各号のいずれかに該当する時を除き、マスコット等の使用を承認するものとする。

- (1) きょうと食育ネットワークの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある時。
- (2) きょうと食育ネットワークの正しい理解の妨げになり、又は妨げになるおそれのある時。
- (3) マスコット等を第6条に規定する事項に基づき使用せず、又は使用しないおそれのある時。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある時。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援していると認められる時。
- (6) その他、代表がマスコット等の使用について不適当と認められた時。

2 前項に規定する承認は、マスコット等使用(内容変更)承認通知書(別記第2号様式)をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 マスコット等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、代表が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザイン、色等についてイメージを損なうおそれのある修正を行わないこと。
- (4) 原則として、物品等には「きょうと食育ネットワークマスコット」又は「きょうと食育ネットワーク標語」という表記を付すること。
- (5) 承認に係る物品等の完成品を、速やかに代表に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真を提出すること。

(承認内容の変更の申請)

第7条 マスコット等の使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット等使用承認変更申請書(別記第3号様式)を代表に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する承認は、マスコット等使用(内容変更)承認通知書によるものとする。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 代表は、マスコット等の使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該マスコット等の使用の承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、代表はその責めを負わない。

- 2 前項に規定する承認の取消しは、マスコット等使用承認取消通知書(別記第4号様式)によるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、マスコット等の取扱いについて必要な事項については、代表が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月3日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

きょうと食育ネットワークマスコット等使用承認申請書

年 月 日

きょうと食育ネットワーク
代 表 今 里 滋 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

きょうと食育ネットワークマスコット又は標語を下記のとおり使用したいので申請します。

記

1 使用内容

2 使用目的及び使用方法

3 有償、無償の別
有償（単価 円） 無償

4 使用期間（予定）
年 月 日 から 年 月 日まで

5 使用数量

6 連絡先（担当者及び電話番号）

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

きょうと食育ネットワークマスコット等使用（内容変更）承認通知書

年 月 日

様

きょうと食育ネットワーク
代表 今里 滋

年 月 日付けで申請のあったマスコット等の使用（内容変更）
について、下記の条件を付して承認します。

きょうと食育ネットワークマスコット等使用承認番号 第 号

記

- 1 承認内容は、マスコット等使用承認（変更）申請書記載のとおりとする。
- 2 マスコット等の使用に際しては、きょうと食育ネットワークマスコット
及び標語使用取扱規程を遵守すること
- 3 「きょうと食育ネットワークマスコット」又は「きょうと食育ネットワ
ーク標語」という表記を明示すること
- 4 商標登録、意匠登録は一切認めない。

第3号様式（第7条関係）

きょうと食育ネットワークマスコット等使用承認変更申請書

年 月 日

きょうと食育ネットワーク
代 表 今 里 滋 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

承認番号第 号で承認を受けたきょうと食育ネットワークマスコット等の
使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

（変更内容）

第4号様式（第8条関係）

きょうと食育ネットワークマスコット等使用承認取消通知書

年 月 日

様

きょうと食育ネットワーク
代 表 今 里 滋

きょうと食育ネットワークマスコット等使用承認番号第 号で承認したマスコット等の使用については、下記の理由により、使用の承認を取り消します。

記

使用承認の取消理由

- 1 申請者の都合のため
- 2 使用取扱規程の内容に違反すると認められるため

（内容）

- 3 その他

（内容）